

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和8年3月23日

高 森 町

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標……………	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の 態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業 経営の指標……………	5
第 2 の 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の 態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もう とする青年等が目標とすべき農業経営の指標……………	9
第 3	第 2 及び第 3 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保 及び育成に関する事項……………	1 0
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利 用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な 利用に関する事項……………	1 1
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項……………	1 3
第 6	その他……………	1 9

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 現状と課題

高森町は、九州のほぼ中央、熊本県の最東端に位置し、大分県竹田市と宮崎県高千穂町に隣接し、東西約22km、南北約17km、総面積175.06km²の広い町土を有する農山村地域で、地形は、阿蘇カルデラ内に広がる標高500～600mの比較的穏やかな傾斜をなす高森・色見地区と、外輪山の外側標高500～800mの波状高原地の草部・野尻地区に区分される。8月の平均気温が25℃程度の高冷地で、降雨量が年平均2,500mm程度と多雨な気候であり、冷涼な高原地帯である。

本町では、立地条件を生かして、畜産、米、野菜を主体とする農業生産が展開されてきたが、近年、経営の発展を図るため、一部の農家で施設園芸の導入が盛んになってきている。

今後は、特にこの様な施設園芸において、高収益性の作目、作型を担い手農家を中心に導入して、地域としての産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展をめざす。

高森町の農業構造については、昭和40年代から兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業化が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。こうした中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展を見ないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域である本町においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることに加えて、高森町には土地改良区が存在していないことから、基盤整備が進んでおらず、農業用機械の大型化に対応できていない農地、農道も多いため、利用集積が遅れるばかりではなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

2 基本的方向

このような課題に対応し、高森町の農業の持続的な発展や活性化などを図るためには、基盤整備を推進し、新しい技術や生産方式などを積極的に取り入れ、生産、流通の変革を進める必要がある。

また、地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を定め、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要となっている。

このため、他産業の所得や労働時間、更には現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、効率的かつ安定的な農業経営の目標を例示するとともに、その目標に向かって農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積、資本整備の高度化、経営管理の合理化、就業環境の改善など、農業経営基盤の強化を促進するための施策を集中して実施する。

また、SDGsに沿った取組みも通じて、持続可能な農業・農村の実現を図る。

（1）効率的かつ安定的な農業経営の目標

具体的な経営の指標は、高森町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり概ね450万円以上）、年間労働時間（農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことをめざす。

(2) 目標を達成するための施策の方向

高森町は、将来の高森町農業を担う若い農業経営者の意向や農業経営に関する基本的条件を考慮し、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業やその他の措置を総合的に実施する。

まず、高森町は、阿蘇農業協同組合、高森町農業委員会、熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農業普及・振興課等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うために設置した、高森町担い手育成総合支援協議会により、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするために徹底した話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営体を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対し高森町担い手育成総合支援協議会が主体となって営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域農業の将来について選択判断を行うことにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図れるよう誘導する。

また、意欲ある農業者については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）への誘導と期間満了の認定農業者の着実な再認定を進めるため、経営改善計画の樹立支援を積極的に行う。

次に農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、施設園芸については、低コスト、高品質生産を図りながら、機械化、省力化技術の導入、作業環境の改善、ピーク時期の作業の外部化などにより、労働時間の短縮、労働強度の軽減化など、就業条件の改善を進めるとともに、経営管理の合理化や雇用労働をめぐる問題などへの適切な対処を行う。併せて集約的な経営展開を助長するため、熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農業普及・振興課や阿蘇農業協同組合と連携を図り既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化、新規作目の導入を推進する。

経営の規模拡大を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を推進する。

また、これらの農地の流動化に関しては、このような土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落などにおいて、地域の实情に即した地域営農組織への移行を目指して集落の合意形成に向けた支援を行うとともに、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、地域営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導及び支援を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地賃借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地賃借の促進と農作業受託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、集約的な経営展開を助長するため、熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農業普及・振興課の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作物の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、次世代オペレーターの育成、受委託の促進等を行うことにより地域及び営農の実体等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。農業経営の法人化に当たっては法人化に向けた講習会などの啓発活動や個別指導を行う。また、農業法人に対しては先進的事例研修会等の実施や、6次産業化などの経営の多角化・複合化の取組みを支援する。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかけるとともに家族経営協定の普及を図り、女性農業者の積極的な経営参画を促進する。

加えて、新たな地域農業の担い手の確保・育成の観点から、農業参入を希望する個人や法人については、阿蘇農業協同組合、高森町農業委員会、及び高森町担い手育成総合支援協議会等の関係機関、関係団体と連携協力して、情報提供・技術指導等を行うこととする。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う恒例農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指すもののみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくものとする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれらの認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、高森町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

高森町は、高森町担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、県農業経営・就農支援センターを活用した経営診断の実施、先進的技術やスマート農業の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農業普及・振興課の協力を受けつつ行う。

また、関係機関に協力を求めて農業経営改善計画の認定を受けようとする農業者に対しては計画作成等の支援を行い、農業経営改善計画の終期を迎える農業者に対しては、当該計画の実施結果の点検と新たな計画策定等の支援を行い、着実な再認定の推進を図る。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

高森町の新規就農者は、過去3年間で1人であるが、従来からの基幹作物である米・野菜の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、高森町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる 新規就農者の確保・定着目標や熊本県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、高森町においては年間3人の当該青年等の確保を目標とする。また、雇用就農の受け皿となる農業法人の誘致等に努める。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

高森町及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり2,000時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(熊本県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた目標と同程度、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度)を目標とする。

(3)新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた高森町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については県農業普及・振興課や地域連携推進員、阿蘇農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、「農業師匠」の取組み等を活用し将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4)地域ごとに推進する取組

平野部である「高森地区」「色見地区」、山間部である「草部地区」「野尻地区」
とも、平成26年度より施行された日本型直接支払制度を軸として、まずは新規就農者を受け入れることのできる農地を維持していくことで景観保全や環境への配慮も行いつつ、各地域の農業を守っていく。そのためには、地域ごとでまとまりある営農活動(営農組合等)を行っていく必要があり、その一部として青年等が入れる受け皿を作っておくことで今後の各地域内での担い手として位置づけられるよう育てていく環境を整えていく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に高森町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、高森町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

指標の策定にあたっては、次の事項を前提とする。

1 基本的指標の基準

目標農業所得 主たる従事者1人当たり概ね450万円以上

目標労働時間 従事者1人当たり2,000時間程度

ア 家族経営

農業経営の現状と他産業の所得や労働時間を踏まえ、将来目標とすべきモデル的な家族経営の経営パターン。

(ア) 自家労力 1経営体あたり経営者を含めて従事者2人

(イ) 雇用労働力 ゆとりある経営を実現するために雇用を積極的に導入

イ 法人経営

家族経営の目標とすべき経営水準に達した経営体の次のステップとして規模拡大や経営の高度化による法人化の経営パターン。

2 経営パターン

[家族経営]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水 稲	〈作付面積等〉 水稲 1,700a 〈経営面積〉 1,700a	〈資本装備〉 トラクター 田植機 コンバイン 乾燥機 籾摺機 他	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・機械、装置等の開発、整備の省略化を進める
露地野菜	〈作付面積等〉 大根 600a 〈経営面積〉 600a	〈資本装備〉 トラクター 収穫機 洗浄機 堆肥舎 他		
水 稲 + 施設野菜	〈作付面積等〉 水稲 200a 促成トマト 40a 〈経営面積〉 240a	〈資本装備〉 トラクター 田植機 コンバイン 管理機 自走式消毒機 ビニールハウス 他		
水 稲 + 施設野菜	〈作付面積等〉 水稲 200a 促成ナス 40a 〈経営面積〉 240a	〈資本装備〉 トラクター 田植機 コンバイン 管理機 自走式消毒機 ビニールハウス 他		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水 稲 + 施設野菜	〈作付面積等〉 水稲 30a アスパラガス 43a 〈経営面積〉 73a	〈資本装備〉 トラクター 田植機 自走式動噴 ビニールハウス 堆肥舎 他	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・機械、装置等の開発、整備の省略化を進める
肉用牛	〈飼養頭数等〉 繁殖牛 35頭 〈作付面積等〉 飼料作物 700a 〈経営面積〉 600a	〈資本装備〉 トラクター ショベルローダー ロールペーラ ダンプ 牛舎 堆肥舎 他		
肉用牛	〈飼養頭数等〉 繁殖牛 20頭 肥育牛 20頭 〈作付面積等〉 飼料作物 800a 〈経営面積〉 800a	〈資本装備〉 トラクター 牧草収穫作業機械（モア等） ショベルローダー ダンプ 牛舎 堆肥舎 他		
養 鶏	〈飼養頭数等〉 ブロイラー 12,000羽	〈資本装備〉 トラクター ホイールローダー ダンプ 鶏舎 堆肥舎 他		
水 稲 + 肉用牛 + 露地野菜	〈飼養頭数等〉 繁殖牛 10頭 〈作付面積等〉 水稲 480a キャベツ 350a 〈経営面積〉 830a	〈資本装備〉 トラクター 田植機 コンバイン ダンプ 牛舎 他		
肉用牛 + 露地野菜 + 施設花き	〈飼養頭数等〉 繁殖牛 5頭 〈作付面積等〉 大根 200a 切り花 30a （トルコギキョウ、ストック、カラー、ユリ等） 飼料作物 100a 〈経営面積〉 330a	〈資本装備〉 トラクター ダンプ ビニールハウス 湿地性ハウス ハウス用暖房機 選別場 冷蔵庫 他		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛 + 施設野菜	〈飼養頭数等〉 繁殖牛 12頭 〈作付面積等〉 促成ナス 30a 飼料作物 240a 〈経営面積〉 270a	〈資本装備〉 トラクター ダンプ 牧草収穫機 ビニールハウス 牛舎 農舎 堆肥舎 他	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・機械、装置等の開発、整備の省略化を進める
水稲 + 肉用牛 + 施設野菜	〈飼養頭数等〉 繁殖牛 15頭 〈作付面積等〉 水稲 140a ミニトマト 18a 飼料作物 300a 〈経営面積〉 458a	〈資本装備〉 トラクター 田植機 コンバイン ダンプ ロールベアラ マニアスプレッター 牛舎 農舎 他		
水稲 + 肉用牛 + 施設野菜	〈飼養頭数等〉 繁殖牛 15頭 〈作付面積等〉 水稲 200a ピーマン 40a 飼料作物 300a 〈経営面積〉 540a	〈資本装備〉 トラクター 田植機 コンバイン ホイールローダー ロールベアラ ラッピングマシン ビニールハウス 牛舎 農舎 堆肥舎 他		

[法人経営]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水 稲 + 畑 作	〈作付面積等〉 水稲 1,300a 蕎麦 500a もち麦 400a 飼料作物 50a 〈経営面積〉 2,250a	〈資本装備〉 トラクター 田植機 コンバイン ライスセンター 糶摺機 フォークリフト ビニールハウス 他	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・機械、装置等の開発、整備の省略化を進める ・社会保険の加入
露地野菜	〈作付面積等〉 キャベツ (春・秋) 3,100a 〈経営面積〉 3,100a	〈資本装備〉 トラクター 移植機 管理機 ビニールハウス 他		
繁殖牛 + 露地野菜	〈飼養頭数等〉 繁殖牛 12頭 〈作付面積等〉 キャベツ 600a 大麦若葉 4,000a 飼料作物 240a 〈経営面積〉 4,840a	〈資本装備〉 トラクター ホイールローダー マニアスプレッター モアコンディショナー ロータリー 管理機 ダンプ 牛舎 他		
施設野菜	〈作付面積等〉 ミニトマト 80a 〈経営面積〉 80a	〈資本装備〉 屋根型ハウス ヒートポンプ 炭酸ガス発生機 暖房機 環境制御機器 ミスト発生機 選果機 他		
施設花き	〈作付面積等〉 切り花 115a (スターチス、グラジオラス、ユリ等) 〈経営面積〉 115a	〈資本装備〉 トラクター タイヤショベル マニアスプレッター 管理機 暖房機 ビニールハウス 他		
酪 農	〈飼養頭数等〉 乳牛 140頭 〈作付面積等〉 飼料作物 2,800a 〈経営面積〉 2,800a	〈資本装備〉 トラクター タイヤショベル ロールバラー ミルクングバラー 牛舎 堆肥舎 他		
樹 木	〈作付面積等〉 樹木 3,131a (各種約5万本) 〈経営面積〉 3,131a	〈資本装備〉 トラクター パワーショベル ミニショベル 油圧ショベル トラック ビニールハウス 他		

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に高森町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、高森町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

- 1 基本的指標の基準
 目標農業所得 主たる従事者1人当たり250万円程度
 目標労働時間 主たる従事者1人当たり2,000時間程度

2 経営パターン [個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 ＋ 露地野菜	〈作付面積等〉 水稲 200a キャベツ 200a 〈経営面積〉 400a	〈資本装備〉 トラクター 田植機 コンバイン 管理機 動力噴霧機 移植機 他	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・機械、装置等の開発、整備の省略化を進める
露地野菜	〈作付面積等〉 大根 200a 〈経営面積〉 200a	〈資本装備〉 トラクター 管理機 動力噴霧機 移植機 他		
施設野菜	〈作付面積等〉 ミニトマト 15a 〈経営面積〉 15a	〈資本装備〉 トラクター 管理機 動力噴霧機 暖房機 ビニールハウス 他		
施設野菜	〈作付面積等〉 促成トマト 20a 〈経営面積〉 20a	〈資本装備〉 トラクター 管理機 動力噴霧機 暖房機 ビニールハウス 他		
施設野菜	〈作付面積等〉 促成ナス 16a 〈経営面積〉 16a	〈資本装備〉 トラクター 管理機 動力噴霧機 暖房機 ビニールハウス 他		
施設花き	〈作付面積等〉 切り花 20a 〈経営面積〉 20a	〈資本装備〉 トラクター 管理機 動力噴霧機 暖房機 冷蔵庫 ビニールハウス 他		
肉用牛	〈飼養頭数等〉 繁殖牛 12頭 〈作付面積等〉 飼料作物 240a 〈経営面積〉 240a	〈資本装備〉 トラクター ショベルローダー ロールベアラ ダンプ 牛舎 堆肥舎 他		

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

ア 本町の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産するとともに、魅力ある農村及び地域社会を維持し、本町農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や中小・家族経営などの多様な経営体を幅広く確保し育成していく必要がある。このため、認定農業者や認定新規就農者、集落営農等に担い手について、経営規模や家族・法人など経営形態の別に関わらず育成し、主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援する。

イ 次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始又は農業への就農）をしようとする青年等について、町内で安心して就農し定着することが出来るよう、相談対応・情報提供、農業技術や経営方法等の研修の実施、地域毎の受入から定着までのサポートなど、関係機関と連携して一貫した支援を実施する。さらに、中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体について、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、円滑な経営継承に向けた支援や地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施する。また、定年後に就農しようとする者やマルチワーク（複業）の一つとして農業を選択する者など多様な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行う。

ウ 本町における生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、担い手や多様な経営体による農業生産を下支えする観点から、入作者の確保や農業支援サービス事業者による農作業の受委託を促進する。

2 町が主体的に行う取組

ア 本町は、農業を担う者を幅広く確保するため、県農業経営・就農支援センターなど関係機関と連携して、当町の農業の魅力、地域毎の受入体制、具体的な農業経営や生活のイメージ等について、様々なメディアを活用したPR活動を行うとともに、ホームページ等を活用して積極的に情報発信する。

イ 本町は、新たに就農しようとする青年等に対する研修の実施を積極的に実施するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及及び国等の支援の活用を働きかける。

ウ 本町は、農業大学校においての実践的な研修教育指導等を紹介するとともに、農業を担う者ごとの取組内容に即してきめ細やかなサポートを行う。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

ア 本町は、就農等希望者の受入について、町の関係者が連携した体制を構築するとともに、就農地の生活・住居等に関する情報提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。

イ 農業支援サービス事業者の活用に関し、町は、農業支援サービス事業者に対して提供サービス内容（料金、対応区域等）に関する情報の提供を働き掛けるとともに、農業委員会は、地域の農業支援サービス事業者に関する情報の収集及び農業支援サービス事業者による農作業の受委託の促進に努める。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

ア 本町は、区域内の就農受入組織（協議会、農業協同組合等）と連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、県及び県農業経営・就農支援センターに情報提供する。

イ 本町は、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、県及び県農業経営・就農支援センターに情報提供する。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者が、地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標を次のとおりとするとともに、地域計画の実現の取組などと連携した農地中間管理事業等の推進などにより、面的にまとまった形での利用集積（以下「面的集積」という。）の割合が高まるよう努める。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考
<p style="text-align: center;">面積のシェア：70%</p> <p>なお、面的集積の目標については、農地中間管理事業を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努め、地域計画の実現に向けて、担い手の農用地の連担化を図る</p>	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は令和12年度とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農状況の実態等の現状

高森町の高森・色見地区においては、施設園芸を積極的に推進し、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、草部・野尻地区では、棚田及び傾斜のある畑が多く小規模な稲作を中心とした農家が多い地域である。特に、高齢化が著しく進んでおり、農業経営の継承が円滑に行われなかったこと等により、耕作放棄地の増加が懸念されている。

(2) 今後の農用地利用等の見通し及び将来の農地利用ビジョン

高森町では、今後10年でさらに農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

また、小規模兼業農家が多い地区や山間部では、将来の農地の引き受け手となる担い手がいないため、このまま推移すれば農地の荒廃が進み、地域の環境悪化を招くことから、集落単位で将来に向けた話し合いを行い、地域全体で農地を保全・活用する方法を検討するなど、集落ぐるみの営農活動の構築が必要である。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関・団体との連携等

高森町の農地利用のビジョン実現を図るため、地域計画を策定し推進するとともに、計画的に集落内の話し合いによる合意形成を促すとともに、農地中間管理事業を活用して、担い手への農地集積を推進する。

また、地域の実情に応じて、国・県の各種補助金を積極的に活用し、基盤整備事業を含む農地流動化施策を実施する。

このため、町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係機関・団体が連携し、地

域計画の実現に向けた協議の場を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速させる。また、中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアの設定を促進するとともに、放牧利用等の粗放的管理による保全等の取組を進める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

高森町は、熊本県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項」に定められた方向に即しつつ、高森町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

高森町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 法（第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- ⑦ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を促進する事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 本町においてほ場整備の未実施地区については県営又は団体営ほ場整備事業を継続して推進し、ほ場区画の大型化による高能率農地の集積を計画的に図る。

特に担い手農業者による規模拡大農地の連担的な条件下ではほ場整備の完了している地域については効率的な農地の高度利用を図るため、農地中間管理事業を推進し、更に効率的な機械化を含めて生産が行えるよう努める。

イ 営農指導体制の充実を図るために先進的な生産部会を充実し、これを基本に営農の総合的な推進を図るため、各関係機関による総合営農強化対策プロジェクトチームを設置し、指導体制の強化を図る。

更に、高森町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 法第18条第1項の協議の場の設置の方法

①協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、農業委員、農地利用最適化推進委員、農地利用最適化推進委員などと開催時期を協議し設定する。

②開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、市町村の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し周知を図る。

③参加者

農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、県、その他の関係者とする。

④協議すべき事項

地域計画の区域、当該区域における農業の将来の在り方、在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標、農業者や区域の関係者が目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置などとする。

⑤相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を農林政策課に設置する。

(2) 法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の区域について定める。同区域については、大字単位を基本とし、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定し、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗牧的な利用等も検討し、農用地の保全等を図る。

(3) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

本町は、地域計画の見直しに当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行い、地域計画に基づいて農地中間管理機構を通じた貸借権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

(4) 地域計画の策定について

農業委員会は、地域計画の区域内において、地域計画の達成に資するよう、その区域内の農用地等について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者（以下「所有者等」という。）に対し、当該農用地等について農地中間管理機構に利用権の設定等を行うことを積極的に推進する。

2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

(1) 高森町は、高森町の全域又は一部を区域として農地中間管理事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地中間管理事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地中間管理事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地中間管理事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。

(2) 高森町、農業委員会、農業協同組合、及び地域担い手育成総合支援協議会等は農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報の提供及び事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

高森町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落を基本としつつ、土地利用の調整が大字や校区、共同乾燥調整施設、旧市町村単位で行われる場合は、当該単位。）とするものとする。

なお、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合など、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるもの

とする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)参考様式第6-1号の認定申請書を高森町に提出して、農用地利用規程について高森町の認定を受けることができる。

② 高森町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 高森町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を高森町の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人になることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 高森町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申請に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規定（以下「特定農用地利用規定」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規定で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規定で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は農用地利用規定に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規定で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規定で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の規定がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には当該農用地について利用権の設定又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 高森町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 高森町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農業普及・振興課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（（公財）熊本県農業公社）等の指導、助言を求めてきたときは、高森町担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

高森町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農

作業受委託の促進に努めるものとする。

また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

高森町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

なお、研修等を通じて得られた人材については、法第12条の農業経営改善計画の認定制度を積極的に活用することとし、その際、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者はもちろん、新たに農業経営を開始する場合で、その意欲・能力から将来経営発展が見込まれる者に対しても、制度の周知を図り、農業経営改善計画の作成にかんする適切な助言・支援を行うこととする。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

- ① 高森町は、県下一円を区域として特例事業を行う（公財）熊本県農業公社（農地中間管理機構）との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。
- ② 高森町、農業委員会、農業協同組合は、熊本県農業公社（農地中間管理機構）が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

(2) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

高森町は、1から6に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 高森町は、今後とも農業生産基盤の整備を促進して、水田の有効利用を進めるとともに、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が積極的に農地の集積を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 高森町は、水田営農活性化対策への積極的な取り組みによって稲作、転作を通じて望ましい経営の育成を図る。地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

ウ 高森町は、農家の経営体質強化と安定的な生産を行うため、優れた経営能力を持った農家と技術者の育成を強化して、高度技術の研修、経営分析を行う担い手農家を育成する。

エ 高森町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(3) 推進体制等

① 事業推進体制等

高森町は、農業委員会、県農業普及・振興課、農業協同組合、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとするとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれ

らへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、高森町地域担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、高森町は、このような協力の推進に配慮する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の3(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1)新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

熊本県農業経営・就農支援センターJ A等と連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家の「農業師匠」等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2)新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

高森町が主体となって熊本県立農業大学校や阿蘇地域振興局農林部農業普及・振興課、地域連携推進員、農業委員、指導農業士、J A等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために高森町新規就農者交流会への参加を促すとともに、高森町認定農業者協議会との交流の機会を設ける。また、商工会等とも連携して、町営直売所への出荷のためのアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、J A等による地域直売ネットワークへの加入の仲介及び当該ネットワークの交流の促進、J Aが運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営のノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3)関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については熊本県農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウの実践的な研修については熊本県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップ

については J A 組織、高森町認定農業者や指導農業士、地域連携推進員、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第 6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成 18 年 8 月 30 日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成 22 年 6 月 14 日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。
- 5 この基本構想は、令和 4 年 3 月 8 日から施行する。
- 6 この基本構想は、令和 5 年 9 月 15 日から施行する。
- 7 この基本構想は、令和 8 年 3 月 23 日から施行する。